

木城町告示第1号

平成27年第1回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成27年1月9日

木城町長 田口 晃史

1 期 日 平成27年1月15日（木）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

後藤 和実君

堀田 廣幸君

原 博君

税田 輝房君

神野 源生君

山田 秋吉君

宮崎 勝正君

中竹 義一君

中村 一也君

渕上 三月君

○応招しなかった議員

平成27年 第1回（臨時）木 城 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成27年 1 月15日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成27年 1 月15日 午前9時00分開会

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸報告
 - 1) 副議長の諸般の報告
 - ①議員の辞職について
 - ②議会運営委員の辞任について
- 日程第5 議長の選挙
- 日程第6 議席の指定
- 日程第7 常任委員の選任
- 日程第8 議会運営委員の選任
- 日程第9 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出
- 日程第10 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙
- 日程第11 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙
- 日程第12 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙
- 日程第13 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸報告
 - 1) 副議長の諸般の報告
 - ①議員の辞職について
 - ②議会運営委員の辞任について
- 日程第5 議長の選挙

- 日程第6 議席の指定
- 日程第7 常任委員の選任
- 日程第8 議会運営委員の選任
- 日程第9 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出
- 日程第10 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙
- 日程第11 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙
- 日程第12 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙
- 日程第13 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1 番 後藤 和実君	2 番 堀田 廣幸君
3 番 淵上 三月君	5 番 税田 輝房君
6 番 神野 源生君	7 番 山田 秋吉君
8 番 宮崎 勝正君	9 番 中竹 義一君
10 番 中村 一也君	11 番 原 博君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 淵上 達也君	議事調査係長 鍋倉 貴行君
書記 稲田 宏美君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 田口 晃史君	副町長 ----- 横田 学君
教育長 ----- 中竹 聖子君	総務課長 ----- 中村 宏規君
財政課長 ----- 石井 雄二君	会計管理者 ----- 伊藤 章君
企画課長 ----- 萩原 一也君	環境整備課長 ----- 河野 浩俊君
教育課長 ----- 中井 諒二君	税務課長 ----- 津江 邦彦君
福祉保健課長 ----- 小野 浩司君	町民課長 ----- 押川 道彦君
産業振興課長 ----- 間吉田辰郎君	

午前9時00分開会

○事務局長（**渕上 達也君**） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼、おはようございます。ご着席ください。

議会事務局長の渕上達也です。本臨時会は、議長が議員辞職により空席となっております。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

○副議長（**宮崎 勝正**） 副議長の宮崎勝正です。地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

このたびの甲斐政治君の議員辞職に伴い、渕上三月君が新たに木城町議会議員として加わるようになりました。

初対面の方もおられるようですので、渕上三月議員におかれましては、自席から自己紹介をお願いいたします。

○議員（**渕上 三月君**） 皆様、おはようございます。このたび、木城町議会議員となりました渕上三月と申します。任期満了まで数カ月しかございませんけれども、木城町議会議員として町民の負託に応えるべく、誠心誠意務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（**宮崎 勝正**） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名です。

それでは、ただいまから平成27年第1回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の付議事件については、町長より発言をお願いいたします。町長。

○町長（**田口 晃史君**） 地方自治法第101条第2項の規定に基づき、木城町議会議長職務代理人より木城町議会臨時会の招集請求がありましたので、同条第4項の規定に基づき平成27年第1回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用の中にご参集いただきありがとうございます。

なお、付議事件につきましては、議長の選挙について、議会の構成についてであります。よろしくようお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（宮崎 勝正） ありがとうございます。

平成27年第1回木城町議会臨時会の会期日程、日程予定表及び本日の議事日程については、1月15日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これから、しばらくは議会の構成等に係る議事を進めますので執行部の皆様は一部事務組合議会議員の選挙が終了するまで退場をお願いいたします。

入場いただくときは、改めてご案内いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前9時03分休憩

午前9時04分再開

○副議長（宮崎 勝正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1. 仮議席の指定

○副議長（宮崎 勝正） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○副議長（宮崎 勝正） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により仮議席番号9番、中竹義一君、仮議席番号10番、中村一也君を指名いたします。

日程第3. 会期の決定

○副議長（宮崎 勝正） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1月15日の1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮崎 勝正） ご異議がないものと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1月15日の1日間に決定いたしました。

日程第4. 諸報告

○副議長（宮崎 勝正） 日程第4、諸報告を行います。

これより、副議長の諸般の報告を行います。

まず、議会閉会中の甲斐政治君の議員辞職について、1月1日付の辞職について1月5日付で辞職許可をしております。1月1日付の辞職に伴い、議長職については欠員となり、宮崎県東児湯消防組合議会議員、西都児湯環境整備事務組合議会議員、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員を辞職しております。

次に、1月14日付で、原博君より議会運営委員の辞任を、委員会条例第11条第2項の規定により、副議長において許可いたしましたので報告いたします。

以上で、副議長の諸般の報告を終わります。

これで、諸報告を終わります。

日程第5. 議長の選挙

○副議長（宮崎 勝正） 日程第5、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮崎 勝正） ご異議がないものと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮崎 勝正） ご異議がないものと認めます。したがって、副議長が指名することに決定いたしました。

議長に原博君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、副議長が指名いたしました原博君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮崎 勝正） ご異議がないものと認めます。したがって、ただいま指名いたしました原博君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました原博君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。議長に当選されました原博君を紹介いたします。ご挨拶をお願いいたします。原博君。

○議員（11番 原 博） このたび、皆様のご支援により議長に就任することになりました。

た。皆さんと一緒に木城町の発展のために頑張っていきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○副議長（宮崎 勝正） 挨拶が終わりました。承諾されたものと認めます。

以上で、議長代理の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

原博議長は、議長席にお着き願います。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前9時08分休憩

午前9時09分再開

○議長（原 博） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第6．議席の指定

○議長（原 博） 日程第6、議席の指定を行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。11番の議席を3番に、3番の議席を11番にそれぞれ変更いたしますので、それぞれの議席に移動をお願いします。

今、座られている席を議席に指定いたします。なお、会議録署名議員の指名において、仮議席番号9番と仮議席番号10番については議席番号9番、議席番号10番といたします。

日程第7．常任委員の選任

○議長（原 博） 日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項及び第4項により、総務常任委員に渕上三月君を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議がないものと認めます。したがって、ただいま指名いたしました渕上三月君を総務常任委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条第2項の規定により、私、原博の議長就任に伴い、委員長が空席となりましたので、総務常任委員会において委員長を互選していただきますので、しばらく休憩いたします。

午前9時10分休憩

午前9時11分再開

○議長（原 博） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員会において、委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。総務常任委員会委員長に堀田廣幸君、副委員長に神野源生君が互選されました。

日程第 8. 議会運営委員の選任

○議長（原 博） 日程第 8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により堀田廣幸君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議がないものと認めます。したがって、ただいま指名いたしました堀田廣幸君を議会運営委員に選任することに決定しました。

日程第 9. 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出

○議長（原 博） 日程第 9、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出を行います。

宮崎県東児湯消防組合議会議員については、組合規約第 5 条の規定により、関係町の議会の議長及び関係町の議会において選出した議員 1 名となっております。したがって、本町議会からは、議長のほかに 1 名を選出することになります。

お諮りいたします。選出の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 異議がないものと認めます。したがって、選出の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議がないものと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

宮崎県東児湯消防組合議会議員に堀田廣幸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました堀田廣幸君を宮崎県東児湯消防組合議会議員に選出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議がないものと認めます。したがって、宮崎県東児湯消防組合議会議

員には、議長のほか掘田廣幸君を選出することに決定いたしました。

ただいま宮崎県東児湯消防組合議会議員に選出されました掘田廣幸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

承諾されたものと認めます。

日程第10. 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙

○議長（原 博） 日程第10、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙を行います。

高鍋・木城衛生組合議会議員については、組合規約第5条及び第6条の規定により、関係町の議会において議員の中から3名を選挙することになっております。ただいま1名の欠員が出ております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議がないものと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議がないものと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

高鍋・木城衛生組合議会議員に掘田廣幸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました掘田廣幸君を高鍋・木城衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議がないものと認めます。したがって、ただいま指名いたしました掘田廣幸君が高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました掘田廣幸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

承諾されたものと認めます。

日程第11. 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙

○議長（原 博） 日程第11、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙を行います。

西都児湯環境整備事務組合議会議員については、組合規約第5条の規定により、関係市町村の議会において議員の中から2名を選挙することになっております。ただいま1名の欠員が出ております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議がないものと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議がないものと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

西都児湯環境整備事務組合議会議員に堀田廣幸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました堀田廣幸君を西都児湯環境整備事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議がないものと認めます。したがって、ただいま指名いたしました堀田廣幸君が西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました。

ただいま西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました堀田廣幸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

承諾されたものと認めます。

日程第12．一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（原 博） 日程第12、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員については、企業団規約第7条の規定により、関係町の議会において議員のうちから1名を選挙することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議がないものと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選にする

ことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議がないものと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に原博を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました原博を一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議がないものと認めます。したがって、ただいま指名しました原博が一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に当選しました。

よって、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をします。

承諾をさせていただきます。

ここで、執行部の入場を求めますので、しばらく休憩といたします。

なお、9時30分より再開することにいたします。

午前9時19分休憩

午前9時31分再開

○議長（原 博） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の皆様には、大変お待たせをいたしました。

先ほどの議長選挙によりまして新しく議長になりました原博です。執行部の皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、前議長の辞職に伴う議会構成替えにより新たな議会運営が始まりました。厳しい社会状況の中、議員一丸となり取り組み、安心して安全なまちづくりを行政とともに進めていきたいと思っています。議会と議員は多くの権限と大きな責任を常に自覚し、執行機関と一歩離れ、二歩離れるなをモットーに町民の代表として、これからも精進し、頑張っていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

新しい議会構成は、お手元に配付いたしました議会構成表のとおりです。

ここで告知いたします。

日程第 13. 各委員会の閉会中の調査

○議長（原 博） 日程第 13、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第 74 条の規定により、議会運営委員会から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び時期定例会・臨時会に係る事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から特定の事件の調査について、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 異議がないものと認めます。したがって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（原 博） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、平成 27 年第 1 回木城町議会臨時会を閉会いたします。

議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（淵上 達也君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前 9 時 34 分閉会
